

提出用

送迎ステーション 利用調整シート

幼稚園名	
園児名	

- ・表 1 から表 4 の保護者の状況に該当する項目の「該当なら●」欄に●を記入してください。
- ・●を付けた項目の右欄の、提出書類を提出してください。

表 1	要件	該当なら ●	提出書類
Aランク	大和市在住者 (利用開始日までに転入予定の場合も在住者として扱う)		
Bランク	大和市以外にお住まいの方		

※両親ともに●をつけて下さい。

表 2		保護者の状況	指数	該当なら ●	提出書類
就 労	居 宅 内 居 宅 外	1ヶ月の実労働時間が140時間以上	20		就労(内定) 証明書
		1ヶ月の実労働時間が110時間以上140時間未満	18		
		1ヶ月の実労働時間が90時間以上110時間未満	16		
		1ヶ月の実労働時間が64時間以上90時間未満	14		
	内 定	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	12		本人や家族が経営する 事務所で就労する 場合は開業届など
内 職	月3万円以上	8			
出 産	産前6週目の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間	14		母子健康手帳で分娩予定日がわかるページの写し	

表2の つづき	保護者の状況	指数	該当なら ●	提出書類
疾病・ 傷病	1ヶ月以上の入院	20		自宅での保育が困難であり、保育所での保育が必要な旨が記載されている診断書の写し
	常時仰臥・精神性の疾病	20		
	その他療養（上記以外）	16		
心身障 がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A	20		身体障害者手帳または精神障害者手帳または療育手帳の写し
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1	18		
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 B 2	16		
	上記以外で保育にあてられない場合	14		申立書 ※ A 4 サイズの紙に、園児名と、状況がわかる説明を記載してください
介護・ 看護	同居する家族などを常時観察・付添介護（看護）のため保育にあてられない場合	20		住民票および介護または付き添いに関する申立書の写しおよび医師の診断書などの写し
	上記以外で保育にあてられない場合	14		
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあてられない場合	30		申立書※ A 4 サイズの紙に、園児名と、状況がわかる説明を記載してください
就学	月 6 4 時間以上の就学（学校教育法第 1 条・第 124 条・第 134 条第 1 項または職業開発促進法第 16 条第 1 項および第 2 項に定めるものなど）	12		在学証明書の写しおよび時間割がわかる書類
求職	仕事を探すために外出することを常態としている場合	7		雇用保険受給資格者証の写し、または求職活動に関する申立書の写し
その他	その他、明らかに保育が必要と認められる場合	6～ 20		申立書 ※ A 4 サイズの紙に、園児名と、状況がわかる説明を記載してください

※ 基準指数は、父母それぞれの指数を加算します。

※ 法律に基づく産前産後休暇・育児休業の終了に伴い復職する場合や、勤務時間短縮制度を利用する場合は、正規の勤務時間で指数を加算します。

表 3	保護者の状況		指数	該当なら ●	提出書類
ひとり親家庭	※下記 A・B はひとり親家庭の対象外です A.離婚後に同居している B.内縁者が同居している	同居する 65 歳未満の 祖父母がいない場合	25		戸籍謄本
		同居する 65 歳未満の 祖父母がいる場合	23		
保護者の障がい	疾病・傷病・心身障がいによる申し込みではなく、身体障害者手帳 4 級以上、精神障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 2 以上を所持する場合		4		身体障害者手帳または精神障害者手帳または療育手帳の写し
低年齢児保育所等卒園	市内の低年齢児保育所または地域型保育事業所を卒園する場合		3		
兄弟姉妹	兄弟姉妹が利用する送迎ステーションを利用している場合		1		
多胎子	双子など、多胎子での申し込みの場合		1		
祖父母	同一世帯に 65 歳未満の祖父母がいる場合 ※祖父母が就労しているなど、保育を必要とする場合を除く		-3		祖父母が就労している場合は 就労証明書
その他	その他特別の事情があると認められる場合		-10 ~20		

表 4	保護者の状況	順位	該当なら ●	提出書類
ひとり親	ひとり親家庭を優先 ※ A・B は対象外です A.離婚後に同居している B.内縁者等が同居している	1		戸籍謄本
育児休業等明け	産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する世帯を優先	2		就労証明書
第 3 子以降	利用を希望する児童が、同一世帯で第 3 子以降の者を優先	3		住民票
申し込み順	申し込み日（同日の場合は申し込み提出の順番）が早い者を優先	4	—	—

※ 第 3 子とは、「保護者」が養育している全ての子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）のうち、年齢順に上から 3 番目の子をいいます。「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。